

福井県報

第 2001 号
平成 2 1 年
1 月 1 3 日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

- 土地改良区の定款変更の認可(九・福井農林総合事務所)……………
- 保安林の指定の予定(一〇・森くへり課)……………

告示

福井県告示第9号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成20年12月26日付けで社土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年1月13日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第10号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月13日

福井県知事 西川 一誠

1 保安林子定森林の所在場所

- 越前市春山町45字鳥越1、2、46字礪峨山1、3から5まで、東壱尾町6字北屋敷16から19まで、20の1、20の2、23、24、23字鳥越1、2の1から2の7まで、3、4の1、4の2、5の1、5の2、6から9まで、10の1、10の2、11から13まで、24字礪峨山1から9まで、10の1、10の2、11
- 2 指定の目的
干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

東壱尾町6字北屋敷16から19まで、20の1、20の2、23、24

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十一年一月十三日印
平成二十一年一月十三日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號
福井県坂井市春江町中庄六一―三二

福井県
(株)エクシート

☎ 五五六七八番